

(仮称) 北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例案 の概要に対する意見の募集について

1 条例制定の目的

北九州市は、国家戦略特別区域法に基づき、平成 28 年 1 月 29 日に国家戦略特区として指定を受け、「外国人滞在施設経営事業（特区民泊）」に取り組むこととしている。

本市が目指す特区民泊は、外国人をはじめとする観光客等の多様な滞在ニーズに応えるため、本市ならではの魅力を堪能してもらうとともに、観光・地域振興を図るよう「自然体験」と「地域住民との交流」をテーマに実施し、にぎわいのあるまちづくりを推進するものである。

今回、事業の実施にあたり、「施設を使用させる期間」等、必要な事項を規定する条例を設けることとしており、条例案の概要について意見募集を行うもの。

2 条例案の概要

(1) 施設を使用させる期間

外国人等の滞在状況を踏まえ、国家戦略特別区域法施行令で定められる基準の下限の日数（7日）以上と規定する。

(2) 立入調査等の権限

市の職員が事業者の事務所又は滞在施設に立ち入り、事業の認定要件が守られていることやその実施状況を確認できるよう、立入調査等の権限について規定を設ける。

(3) 近隣住民への事前説明

近隣住民の生活環境に配慮する観点から、事業計画の内容を、近隣住民に対して事前に説明する事業者の責務について規定を設ける。

(4) 手数料

事業の認定または変更のための手続きや施設の確認に係る事務の手数料を定める。

3 条例案の提出

平成 28 年 12 月議会に提出予定

4 意見の募集について

(1) 意見募集期間

平成 28 年 8 月 25 日（木）から 9 月 23 日（金）まで（30 日間）

(2) 閲覧・配布場所

保健福祉局保健衛生課、市民文化スポーツ局広聴課、各区の区役所総務企画課及び出張所